

災害援護資金貸付限度額

世帯主の負傷が、療養に要する期間が概ね1か月以上	家財の損害が価額の3分の1以上の損害及び住居の損害が無い場合	150万円
	家財の損害が価額の3分の1以上の損害があり、かつ、住居の損害が無い場合	250万円
	住居が半壊した場合	270万円 (350万円)
	住居が全壊した場合	350万円
世帯主に負傷が無い	家財の損害が価額の3分の1以上の損害があり、かつ、住居の損害が無い場合	150万円
	住居が半壊した場合	170万円 (250万円)
	住居が全壊した場合	250万円 (350万円)
	住居の全体が滅失又は流失した場合	350万円

※被災した住居を建て直すに際して、残存部分の取壊さざるを得ない等の特別な事情がある場合は、()内の金額